



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表  
平成26年9月24日

[照会先]  
熊本労働局 雇用均等室  
室長 古賀 万友美  
室長補佐 平島 輝代  
地方機会均等指導官 佐藤 かおる  
(電話番号) 096-352-3865

報道関係者 各位

## 「くるみん」認定企業として新たに1社を認定 ～県内の「子育てサポート企業」は計15社に！～

熊本労働局(局長 一瀬 壽幸)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づき、「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、平成19年から認定していますが、新たに下記企業を認定し、以下のとおり、認定通知書の交付式を行います。

### 1 認定企業

トッパン・フォームズ西日本株式会社



愛称 「くるみん」

### 2 認定通知書交付式

【日時】 平成26年9月26日(金) 10時～

【場所】 熊本労働局 局長室

(熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎9階)

次世代法は次代を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。企業は労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むため「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ることになっています。

「くるみん」とは??



次世代法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、別紙の基準すべてを満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」です。全国で1,951社（平成26年8月末現在）が認定を受けています。

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取組もう、等の意味が込められています。

#### 参考資料

- 1 認定企業の取組み
- 2 熊本労働局管内認定企業（平成19年度～平成26年度）
- 3 次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、新たな認定制度が創設されます！

## 次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準

次世代育成支援対策推進法における認定を受けるためには、以下9つの認定基準をクリアすることが必要です。

### 認定基準 1

雇用環境整備（法を上回った育児休業等制度を整備する。配偶者出産休暇制度を創設する。など）について、行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定したこと。

### 認定基準 2

行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

### 認定基準 3

策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

### 認定基準 4

平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画について、公表および従業員への周知を適切に行っていること。

### 認定基準 5

計画期間において、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。  
（従業員数が300人以下の場合は、看護休暇取得等でも可。）

### 認定基準 6

計画期間において女性従業員の育児休業取得率が、70%以上であること。  
（従業員数が300人以下の場合は、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに70%以上であれば可。）

### 認定基準 7

3歳から小学校就学前までの子どもを育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

### 認定基準 8

①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置  
③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置  
のうち、いずれかを実施していること。

### 認定基準 9

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法などの関係法令に違反する重大な事実がないこと。

## 認定企業の取組み

### 1 トップラン・フォームズ西日本株式会社

- 所在地 熊本県玉名市
- 労働者数 301名（うち女性100名）
- 事業概要 各種事務関連帳票類の処理業務の一括アウトソーシング

#### ○取組内容

- ・育児休業期間の最初の5日間を有給化することにより、男性が取得しやすいよう規定を整備。
- ・計画期間中、3名の男性が育児休業を取得。
- ・計画期間中、女性の育児休業取得率は100%。
- ・3歳未満の子を養育する労働者は
  - \*30分単位で1日につき2時間30分まで所定労働時間を短縮。
  - \*2時間までの時差出勤。
  - \*時間外労働及び休日労働の免除上記\*3つの制度からいずれかの措置を受けることが可能。
- ・3歳から小学校4年終了までの子を養育する労働者は
  - \*30分単位で1日につき1時間30分まで所定労働時間を短縮。
  - \*2時間までの時差出勤。
  - \*時間外労働の免除上記\*3つの制度からいずれかの措置を受けることが可能。
- ・育児のための時間外労働の制限（1ヶ月24時間、年間150時間）及び深夜業の制限制度は、子が小学校4年終了まで利用可能。
- ・子どものための看護休暇制度について、半日単位での取得も可能。

## 熊本労働局管内認定企業（平成19年度～平成26年度）

- |    |                           |        |
|----|---------------------------|--------|
| 1  | トレジャーオブテクノロジー株式会社（合志市）    | 平成19年度 |
| 2  | 菊池地域農業協同組合（菊池市）           | 平成20年度 |
| 3  | 医療法人社団坂梨会（阿蘇市）            | 平成20年度 |
| 4  | 株式会社イノス（熊本市中央区）           | 平成21年度 |
| 5  | 医療法人社団仁誠会（熊本市中央区）         | 平成22年度 |
| 6  | 医療法人春水会（山鹿市）              | 平成23年度 |
| 7  | ホテル日航熊本 熊本新世紀株式会社（熊本市中央区） | 平成23年度 |
| 8  | 国立大学法人熊本大学（熊本市中央区）        | 平成24年度 |
| 9  | 株式会社ヒライ（熊本市西区）            | 平成24年度 |
| 10 | 社会福祉法人リデルライトホーム（熊本市中央区）   | 平成24年度 |
| 11 | ソニーセミコンダクタ株式会社（菊池郡）       | 平成25年度 |
| 12 | 医療法人潤心会（菊池郡）              | 平成26年度 |
| 13 | 株式会社九州ソフトス（熊本市西区）         | 平成26年度 |
| 14 | 社会福祉法人広友会（菊池市）            | 平成26年度 |



# 次世代育成支援対策推進法が 10年間延長され、 新たな認定制度が創設されます!

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させる必要があります。

このため、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図る次世代法が改正されました。

次世代法の内容、改正のポイント、施行日については、以下のとおりです。

## 次世代法とは？

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業のみならず、国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。

## 改正のポイント

**ポイント① 法律の有効期限の延長**  
(平成26年4月23日施行)

法律の有効期限が**平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

このため、引き続き、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

**ポイント② 新たな認定（特例認定）制度の創設**  
(平成27年4月1日施行)

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、この**くるみん認定を受けた企業**のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定（特例認定）制度が創設**されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、**次世代育成支援対策の実施状況を公表**していただくこととなります。

※次世代法による取組は、**非正規雇用の労働者**も対象です。

“**職場ぐるみ**”で  
子育てをサポート!

**仕事と子育てを  
両立できる職場を  
目指そう!**

「子育てサポート企業」の証  
愛称：**くるみん**

子育てサポートしています



## 次世代法 Q&A

### Q 認定を受けるメリットは？

**A** 認定企業になると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、名刺、広告、求人広告等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。特例認定についても、新たな認定マークを今後検討していく予定です。

また、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の適用を受けることができます。

#### くるみん認定企業の声

A社（島根県、100人以下、塗装工事業等）  
「労働局で表彰され、マスコミに取り上げられたことにより、認知度が大幅に上がり、直接受注が増えた！」

#### くるみん税制について

平成23年4月1日から平成27年3月31日までにくるみん認定を受けた企業については、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間の開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に、取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度の32%の割増償却ができます。

### Q 新たな認定制度による認定（特例認定）はどうしたら受けられるの？

**A** 特例認定は、くるみん認定を受けた事業主であって、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであること等の一定の基準を満たすと、受けられます。

### Q 特例認定の具体的な認定基準はどうなるの？

**A** 特例認定の認定基準については、くるみん認定同様、

- 行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 行動計画を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと

等を想定していますが、具体的な内容については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

### Q 特例認定企業の次世代育成支援対策の実施状況の公表とは？

**A** 新たな認定制度は、高い水準の次世代育成支援対策に取り組んでいる企業をより評価しつつ、当該取組を継続していただくとともに、他の企業の模範となっただく趣旨で創設するものです。このため、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととします。具体的な公表方法や公表事項については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

## 改正法・行動計画・認定に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用均等室にどうぞ。

北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

### ご不明な点はこちらへ

- くるみんマークについて [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/kurumin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)
- 行動計画の策定について <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について（両立支援のひろば） <https://www.ryouritsu.jp>
- 相談はこちらでも（次世代支援対策推進センター一覧） <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>

